

西紋別地区環境衛生施設組合 ごみ処理施設整備推進室

■ 公募型指名競争入札について

1 公募型指名競争入札の目的

当組合における公募型指名競争入札を行う目的に関する基本的な考え方は、以下のとおりです。公募型指名競争入札への参加を希望される方は、この制度の趣旨をご理解の上、ご参加願います。

(1) 企業の入札参加意欲を反映

公募型指名競争入札は、次のような要素で成り立っています。

- ① 発注者が入札公告等により工事等の概要や入札参加条件を示す。
- ② 入札公告等の内容について企業が自ら確認する。
- ③ 入札公告等で求められている条件を満たしているかどうかを企業が自ら判断する。
- ④ 設計図書や仕様書等を閲覧する。
- ⑤ その入札へ参加するかどうかを企業が自らの意思で決定する。
- ⑥ 参加を希望する場合には、必要な書類をそろえて入札参加申込み手続をとる。

以上のように、公募型指名競争入札は、その要素の多くが企業の自主性にゆだねられています。参加対象企業に対して、入札公告がなされているかについて連絡を行うことはありませんし、入札参加を直接促すようなこともいたしません。入札の参加を希望しない場合には、自由に入札参加を見送ることもできます。

このようなことから、発注者から一方的に指名を行う従来の指名競争入札に比べて、各企業の入札参加意欲を反映することができるものといえます。

入札公告等がなされている旨の連絡を行わないことが、不親切であるとの考え方もありますが、公募型指名競争入札では、企業の自主性が重要な要素であるため、事業執行に支障を来すなどの場合を除き、連絡を行うことはいたしません。そのため、入札への参加を予定されている場合はこまめに、入札公告等を確認して下さるようご協力をお願いいたします。なお、当組合のホームページ上では、発注予定が公表されておりますので、それらを参照いただきますようお願いいたします。

また、自社が入札に参加するための条件を満たしているかどうかについて、電話等で問合せをされる場合がありますが、問合せにはお答えいたしません。自社がどのような形で入札参加資格申請を行ったかについては、ご自身できちんと把握・確認されるようお願いいたします。

(2) 入札参加希望者の技術的適性等の把握

公募型指名競争入札では、入札公告の中に入札に参加するための条件を具体的に示します。

入札参加条件の中には、実績に関するもの、経営事項審査に関するもの、各企業及び配置される技術者に求められる資格等に関するものなどが含まれます。

このように入札公告等に様々な条件を設けることにより、発注者として、不良不適格企業の入札参加を防止し、入札参加者の技術的適性の適格な把握に努めようとするものです。

なお、こうした入札参加条件は、発注の対象となる建設工事や業務等ひとつひとつについて、その内容や難易度から判断して設定されるため、似たような内容の発注であっても、入札参加条件が異なる場合があります。

(3) 恣意的な企業選定の排除

公募型指名競争入札は、各企業からの入札参加申込みを受け、書類審査を行い、条件を満たした者について指名する制度です。

そのため、恣意的で偏った企業選定という要素が入る余地がなく、透明性及び公正性を確保することができるものといえます。

2 公募型指名競争入札の手順

公募型指名競争入札は、以下のような事務的手順で実施されます。

- ① 指名委員会において公募型指名競争により入札を実施することを決定
- ② 入札の公告
- ③ 設計図書・仕様書等の閲覧及び入札参加申込みの受付
- ④ 入札参加申込書等の審査
- ⑤ 指名委員会において入札参加者を決定
- ⑥ 指名通知及び入札の執行

※ 上記②の入札公告から⑥の入札執行までは、概ね1か月間～2か月間程度の日数を要します。